

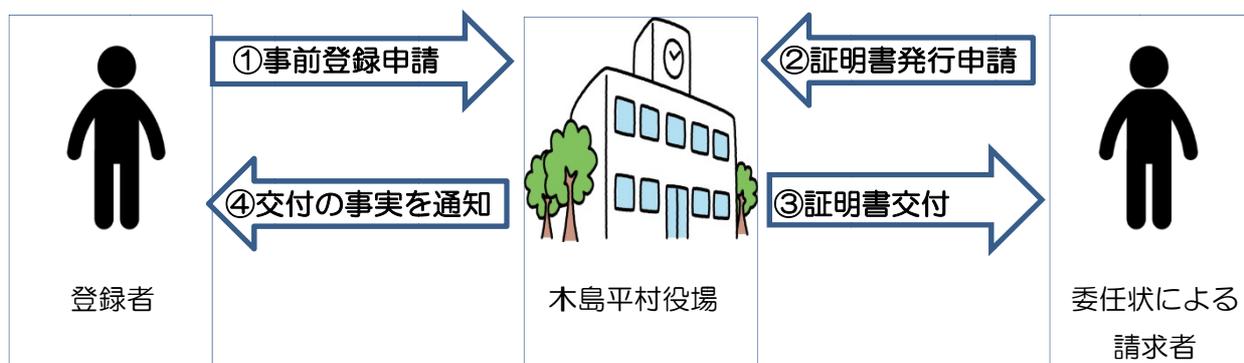
# 木島平村 本人通知制度について

## 1 本人通知制度とは

事前に登録した人に住民票の写しや戸籍謄本などを、本人の委任状により代理人に交付したことをお知らせする制度です。

この制度は、住民票の写し等の不正請求や不正取得を防ぎ、委任状の偽造防止や、個人の権利侵害の防止を目的としています。

※この制度は、第三者から正当な権利行使を目的とした登録者の住民票の写し等の交付請求があった場合に交付の可否を登録者に確認したり、交付ができないようにする制度ではありません。



## 2 本人通知制度の対象となる証明書と請求者

●木島平村で交付することが可能な次の証明書が本人通知の対象となります。

- ①住民票の写し（除かれてから5年以内のものを含む）、住民票記載事項証明書
- ②戸籍の附票（除かれたものを含む）
- ③戸籍謄抄本（除かれたものを含む）、戸籍記載事項証明書（除かれたものを含む）

●この制度では、「代理人」を次のとおりとします。

- ①住民票の写しの請求の場合  
⇒「本人及び同じ世帯の人」から委任を受けた人
- ②戸籍関係の請求の場合  
⇒「戸籍に記載された本人とその配偶者、直系親族の人」から委任を受けた人

## 3 登録できる人

次のいずれかに該当する人が登録できます。（個人単位での登録となります。）

- ①木島平村の住民基本台帳に登録されている人（5年以内に除かれた人も含む）
- ②木島平村の戸籍及び戸籍の附票に記載されている人（除かれた人も含む）

## 4 登録の手続き

つぎの書類をそろえて民生課生活環境係（窓口）まで申請してください。

- ①事前登録申込書（役場窓口と村のウェブサイトからダウンロードできます）
- ②本人確認書類（運転免許証などの顔写真付きの官公署発行の身分証明書）
- ③法定代理人による申請の場合には、代理人であることが分かる証明書

※事前登録の期間を3年間としています。

引き続き制度を利用されたい人は、期限が切れるまでに申請してください。

## 5. 本人通知の内容

住民票の写し等を代理人に交付した場合、事前登録者につぎの内容をお知らせします。

- ①証明書の交付年月日
- ②交付した証明書の種別及び通数

※通知に記載された内容について詳しく知りたい場合は、木島平村個人情報保護条例に基づく開示請求が必要です。希望する情報が開示されないこともあります。

## 6. 登録内容の変更・廃止

転居や戸籍届出等により、住所・氏名・本籍などの登録内容に変更があったときは、届出が必要です。変更の届出がないと通知文を送付できないため、登録を廃止する場合がありますのでご注意ください。

また、登録期間の経過や、登録者が死亡したときには登録を廃止します。

お問い合わせ  
役場 民生課生活環境係  
82-3111（内線122）